

離島等供給特例承認申請書

経企第6号
2025年12月5日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2), (3)および(4)の場合を除き、2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力II)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5), 離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5), 離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)亦, 離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ, 離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)亦, 離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ, 離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3), 離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3), 離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

4 料 金

(1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ, 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ, 離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ, 離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)亦, 離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5), 離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5), 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ, 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ, 離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ, 離島約款〔低圧〕22(低圧電力II)(3), 離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4), 離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5), 離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5), 離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)亦, 離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ, 離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)亦, 離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ, 離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3), 離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3), 離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款〔高圧〕に定める燃料費等調整によらず、別表2(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費等調整）

1 燃料費調整額の算定

離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、79,800円といたします。

(3) 調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、119,700円といたします。

(4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低压電力、臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(6) \text{の基準単価}}{1,000}}{}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\text{基準燃料費} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

b a以外の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(6)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(d) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から 2025年11月30日までの期間	2026年1月の検針日から 2026年2月の検針日の前日までの期間
2025年10月1日から 2025年12月31日までの期間	2026年2月の検針日から 2026年3月の検針日の前日までの期間
2025年11月1日から 2026年1月31日までの期間	2026年3月の検針日から 2026年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費

調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- ロ 2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 定額制供給の場合

- (a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	17円48銭	5円83銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34円96銭	11円65銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69円91銭	23円30銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104円87銭	34円96銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174円78銭	58円26銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	174円78銭	58円26銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	52円20銭	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104円41銭	34円80銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	104円41銭	34円80銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

		2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合		1円41銭	47銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		2円82銭	94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに		2円82銭	94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに		28円17銭	9円39銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに		28円17銭	9円39銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	14円81銭	4円94銭
契約電力1キロワット1日に つき	29円61銭	9円87銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	26円65銭	8円88銭
契約電力1キロワット1日に つき	53円29銭	17円76銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

(5) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力B

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの1灯につき	6 4 錢 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	1 円 2 8 錢 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	2 円 5 6 錢 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	3 円 8 4 錢 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	6 円 4 0 錢 9 厘
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 4 0 錢 9 厘
小型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 9 1 錢 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ	3 円 8 2 錢 8 厘
	100 ボルトアンペアまでの1機器につき	
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき	3 円 8 2 錢 8 厘
	100 ボルトアンペアまでごとに	

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 錢 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 錢 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 錢 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 3 錢 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 3 錢 3 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 0 8 錢 6 厘
---------------------	---------------

(二) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 9 5 錢 4 厘
---------------------	---------------

□ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 6 錢 5 厘
-------------	-----------

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2 燃料費等調整額の算定

離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は、次のとおり算定いたします。

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	15銭7厘
------------	-------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃 料 費}\quad\quad\quad=\quad(\text{平均燃料価格} - 79,800\text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$
$$\text{調整単価}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭9厘
------------	-------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年2月1日から2026年3月31日までの期間	2026年4月1日から2026年4月30日までの期間
1キロワット時につき	2円30銭	80銭

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2025年9月1日から 2025年11月30日までの期間	2026年1月21日から 2026年2月20日までの期間	2026年2月1日から 2026年2月28日までの期間
2025年10月1日から 2025年12月31日までの期間	2026年2月21日から 2026年3月20日までの期間	2026年3月1日から 2026年3月31日までの期間
2025年11月1日から 2026年1月31日までの期間	2026年3月21日から 2026年4月20日までの期間	2026年4月1日から 2026年4月30日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)によって算定した燃料費調整単価、(2)により算定した市場価格調整単価および(4)により算定した燃料費等調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別添

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2025年11月21日の閣議決定「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2026年2月分および2026年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を、2026年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.8円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2026 年 1 月の検針日から 2026 年 3 月の検針日の前日 までの期間	2026 年 3 月の検針日から 2026 年 4 月の検針日の前日 までの期間
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	離島約款〔低 圧〕にもとづき 電気の供給を 受ける場合	4 円 50 銭	1 円 50 銭
	離島約款〔高 圧〕にもとづき 電気の供給を 受ける場合	2 円 30 銭	80 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間 (※2)	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街 路 A	電 灯	10Wまで	1灯	3.884	17円48銭	5円83銭
		10Wをこえ 20Wまで	"	7.768	34円96銭	11円65銭
		20Wをこえ 40Wまで	"	15.536	69円91銭	23円30銭
		40Wをこえ 60Wまで	"	23.304	104円87銭	34円96銭
		60Wをこえ 100Wまで	"	38.840	174円78銭	58円26銭
		100Wをこえる 100Wまで ごとに	"	38.840	174円78銭	58円26銭
小型機器	小型機器	50VAまで	1機器	11.601	52円20銭	17円40銭
		50VAをこえ 100VAまで	"	23.202	104円41銭	34円80銭
		100VAをこえる 100VAまで ごとに	"	23.202	104円41銭	34円80銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間 (※2)	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A	総容量が50VAまでの場合 1日につき	1契約	0.313		1円41銭	47銭
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合 1日につき	"	0.626		2円82銭	94銭
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに1日につき	"	0.626		2円82銭	94銭
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合 1日ににつき	"	6.260		28円17銭	9円39銭
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに1日につき	"	6.260		28円17銭	9円39銭
	契約電力0.5kWの場合 1日につき	1契約	—		14円81銭 (※3)	4円94銭 (※3)
臨時電力	契約電力1kW 1日につき	1kW	6.579		29円61銭	9円87銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間 (※2)	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
農事用電力B	契約電力0.5kWの場合 1日につき	1契約	—		26円65銭 (※3)	8円88銭 (※3)
	契約電力1kW 1日につき	1kW	11.842		53円29銭	17円76銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上